

電気工事業登録申請の手数料に関する  
納付書 送付依頼書 (R8.12.31まで)

## ○送付先(★すべて記入してください)

郵便番号	
住所	
申請者名	
連絡先電話番号	※記載不十分、不明りょうなど連絡できないと送付できない場合があります

## ○送付が必要な申請内容

★ 必要な手続き名の太枠内の「チェック欄」にチェック「✓」を記入してください。

手続き名	手数料の額(円)	チェック欄
新規登録申請	22,000	
更新登録申請	12,000	
登録証記載事項の訂正(変更届) (注)個人・法人名、住所、電気工事の種類の変更の場合	2,200	
登録証の再交付申請	2,200	
登録簿謄本交付請求	請求対象1事業者 につき 600 ~	
登録簿閲覧請求	請求対象1事業者 につき 440	( 回)

## &lt;注意！&gt;

★ 現在の納付書の使用期限は、令和8年12月31日までです。この日までに  
手数料を支払う手続について記入・送信してください。令和9年1月1日以降に  
支払うための納付書としては使えません。

★ 令和9年用の納付書は1月6日(火)から郵送依頼を受け付けます。

## 【備考欄】

## ○送付依頼書の送り先

★ 上記の「送付先」と「送付が必要な申請内容」を記入し、電子メールまたは  
ファクシミリで送信してください。<注意！>ファクシミリした時は、紛失防止のため必ず県庁産業振興課へ着信  
確認の電話をしてください!!

## &lt;送信先&gt;

島根県庁産業振興課(電話 0852-22-5486)  
電子メール denki-nihotanto@pref.shimane.lg.jp  
ファクシミリ 0852-22-5638